

議案第 13 号

議決第 号

始良市手数料条例の一部を改正する条例の件

始良市手数料条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市手数料条例の一部を改正する条例

始良市手数料条例（平成22年始良市条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

|   |   |
|---|---|
| 7 始良市火災予防条例（平成22年始良市条例第189号）第47条の規定による検査を受けようとする者<br>(1) 水張検査<br>(2) 水圧検査 | 1件につき 6,000円<br>容量600リットル以下のもの1件につき6,000円、<br>容量600リットルを超えるもの1件につき11,000円 |
| 8 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定による許可を受けようとする者                            | 1件につき 7,900円  |
| 9 消防に関する証明  | 1件につき 200円  |

」を

「

|   |              |
|---|--------------|
| 7 始良市火災予防条例（平成22年始良市条例第189号）第47条の規定に基づく申出に対する検査<br>(1) 水張検査 | 1件につき 6,000円 |
|---|--------------|

|   |   |
|---|---|
| (2) 水圧検査  | 容量600リットル以下のもの1件につき6,000円、容量600リットルを超えるもの1件につき11,000円 |
| 8 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項の規定に基づく火薬類の許可の申請に対する審査 |   |
| (1) 譲渡し   | 1件につき 1,200円  |
| (2) 譲受け   |   |
| ア 火工品のみ譲受け  | 1件につき 2,400円  |
| イ その他の譲受け   |   |
| (イ) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合               | 1件につき 3,500円  |
| (イ) その他の場合  | 1件につき 6,900円  |
| 9 火薬類取締法第25条第1項の規定による許可の申請に対する審査                    | 1件につき 7,900円  |
| 10 消防に関する証明   | 1件につき 200円  |

」に

改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。